

【年末年始のお知らせ】
仕事納め 12月28日(月)
仕事始め 1月5日(火)
年末の事務処理は12月25日(金)まで
新年の通常業務は1月6日(水)より

建設長崎

December No.666
2020年12月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

長崎市 要請行動

技能労働者の厳しい実状を訴え 仕事と暮らしの改善を求め要請!

十一月十一日、組合は、中小建設業協会と共に長崎市に対し「中小建設業者・職人の仕事と暮らしの改善」として、①中小建設業者への工事発注に関する要請②公共工事設計労務単価に見合う賃金の支払いに関する要請③工事発注における適正単価の設定に関する要請④住宅リフォーム事業助成の要請の四項目について、要望書を提出。

市からは武田副市長他五名、組合・協会からは田上執行委員長、北村協会長他十三名が出席。

北村会長から武田副市長に要望書を手渡し、田上執行委員長が要望内容の趣旨を説明。私たち技能労働者の実情を訴えるとともに建設現場で働く中小建設事業者への配慮を求めた。

北村会長から武田副市長の区域ごとに入札を行う地区別発注を実施している。今後建設業の担い手の確保・育成に繋がるよう入札制度を始め様々な施策について検討していきたい」とあいさつ。

これに対し武田副市長は「地域に精通した事業者育成、災害時の対応を円滑に行っていくことを目的に平成三十年度から総合事務所

「法定福利費等の適切な支払等の確保に努めていく」、「適正単価の設定では「技能労働者への適切な処遇を確保するため、令和二年四月から社会保険未加入事業者への一次下請けを禁止、十月には、適正な工期設定を図るため、著しく短い工期の禁止について約款に定めた。また、最低制限価格については施工実態などを踏まえ、令和二年一月から二%引き上げ、予定価格の九一%〜九三%とした。今後も国の動向等を見極めながら総合的に判断し、適正な単価及び最低制限価格の設定につとめていきたい」、「住宅リフォーム助成に関しては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新しい生活様式に対応した住宅リフォームの推進と建設業



要請を行う田上執行委員長



要望書を手渡す北村会長(右)

丸ノコ等取り扱い作業従事者特別教育

お仕事で幅広く使用されている丸ノコですが、取り扱いの不慣れ等により毎年多くの作業従事者が被災しています。また、「丸ノコ等取り扱い作業従事者特別教育」は、建設キャリアアップシステムにおいて、建築大工・型枠大工・内装仕上職で登録する方が中堅技能者にあたるレベル2を取得する上で必要な資格になります。

安全作業に必要な知識や正しい使用方法を身につけて頂く為此の機会にぜひ、受講下さい。

日時 令和3年1月24日(日) 午前9時～午後1時
(受付:午前8時30分～)
会場 組合本部(長崎市城山町17-58)
受講料 4,000円(テキスト代込み)
申込み 受講料を添えて1月8日(金)までに各支部へ
定員 30名(定員になり次第締切らせて頂きます)

「コロナ禍での組織拡大運動 昨年」に続き「前期目標達成」 新たに230名の仲間が加入!

組合では全体の年間拡大目標を四〇〇名として取り組むことが第七十五回定期大会で決定されています。このうち六月から十一月を前期期間とし、拡大目標を二〇〇名に設定。目標達成に向けて各支部においてもそれぞれの拡大目標を設定し行動に取り組んでいます。今年度はコロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各支部とも感染防止の観点から対面による拡大・訪問行動が制限されるなど活動に大きな影響が出ています。また、浦上西支部は前期中間目標のみならず、この六か月間で十分の達成に近づき、支部役員が中心となり、拡大目標の達成に向け、夜間訪問ふれあい行動を十一月十二日と十九日の二回実施しました。十二月から来年五月

組合では全体の年間拡大目標を四〇〇名として取り組むことが第七十五回定期大会で決定されています。このうち六月から十一月を前期期間とし、拡大目標を二〇〇名に設定。目標達成に向けて各支部においてもそれぞれの拡大目標を設定し行動に取り組んでいます。今年度はコロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各支部とも感染防止の観点から対面による拡大・訪問行動が制限されるなど活動に大きな影響が出ています。また、浦上西支部は前期中間目標のみならず、この六か月間で十分の達成に近づき、支部役員が中心となり、拡大目標の達成に向け、夜間訪問ふれあい行動を十一月十二日と十九日の二回実施しました。十二月から来年五月



出発前の打ち合わせをする役員～浦上東支部～

令和2年11月20日現在						
	年間目標	前期目標	加入者数	脱退者数	増減状況	後期目標
中央	26	13	23	14	9	13
大浦	18	9	3	8	-5	9
市南	20	10	4	5	-1	10
東長崎	25	12	8	20	-12	12
浦上西	36	18	36	16	20	18
浦上東	18	9	3	7	-4	9
西彼	33	16	22	18	4	16
諫早	42	21	26	15	11	21
大村	28	14	18	12	6	14
島原	31	16	29	16	13	16
佐世保中	28	14	8	11	-3	14
佐世保東	33	17	22	17	5	17
佐世保北	24	12	13	7	6	12
北松	20	10	11	8	3	10
平戸	15	7	3	2	1	7
本部	3	2	1	0	1	2
合計	400	200	230	176	54	200

令和2年度 所得税 改正のポイント（先月号の続き）

①ひとり親控除の新設と、寡婦（夫）控除の見直し

- ・従来は、ひとり親であっても離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚のひとり親には適用されませんでした。（婚姻歴の有無による不公平）
- ・また男性のひとり親と女性のひとり親では控除額が違うなど、性別でも扱いが異なっていました。（男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平）
- ・今回の改正では、上記2つの不公平を同時に解消するための改正が行われています。

【改正後】

（本人が女性）寡婦控除・ひとり親控除

配偶関係		死別		離別		未婚		
本人所得（合計所得金額）		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶養親族	有	子	35万円	-	35万円	-	35万円	-
		子以外	27万円	-	27万円	-	-	-
	無	27万円	-	-	-	-	-	

（本人が男性）ひとり親控除

配偶関係		死別		離別		未婚		
本人所得（合計所得金額）		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶養親族	有	子	35万円	-	35万円	-	35万円	-
		子以外	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	

②青色申告特別控除の改正

改正1 個人の方の所得税について

- ・青色申告特別控除額が変わります。（現行65万円 ⇒ 改正後55万円）
- ・基礎控除額が変わります。（現行38万円 ⇒ 改正後48万円）

改正2 「（改正後）55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・e-taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

※10万円の青色申告特別控除の改正はありません。



令和元年（改正前）	令和2年（改正後）	基礎控除	年税額
青色申告 10万円控除	青色申告 10万円控除	10万円引上げ	【減税】 所得控除額が10万円増えます
青色申告 65万円控除	電子帳簿記録等をせずに書面で提出すると55万円控除（10万円引下げ）	10万円引上げ	【変わらず】 所得控除額は変わりません
	電子帳簿保存もしくはe-Taxで申告すると65万円控除	10万円引上げ	【減税】 所得控除額が10万円増えます

③住宅借入金特別控除の改正

- （1）住宅購入時に消費税率10%が適用され、令和元年10月から令和2年12月31までに入居した場合には、控除期間が13年（3年延長）になります。
- （2）新型コロナウイルス感染症の影響により注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、控除の対象となります。

居住開始時期	平成26年4月～令和3年12月	
	令和元年10月～令和2年12月	令和元年10月～令和2年12月
消費税率	8%あるいは10%	10%
控除期間	10年	13年
所得税の控除額	【1～10年目】 年末時点の住宅ローン残高（最大4,000万円※）×1% ※認定住宅の場合、最大5,000万円となります	【1～10年目】 同左 【11～13年】 次のいずれかの少ない方 ・建物購入価格の2%÷3 ・年末時点の住宅ローン残高の1%
住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等×7%	

令和3年度より施工管理技士の試験制度が大幅に見直されます

改正建設業法の「技術検定制度の見直し」により、令和3年度の試験から施工管理技術検定は新しい技術検定制度に生まれ変わります。

新試験制度と技士補の新設

現行制度では、「学科試験」・「実地試験」に合格して初めて「施工管理技士」の称号を与えられる形式でした。

令和3年度試験からはその形式が見直され、改正後は「第一次検定」・「第二次検定」と名称が変わり試験内容の変更も公表されています。

※一次検定の合格で**技士補**の称号を得ることができます。

一次検定合格は無期限有効



現行試験では学科試験に合格し、実地試験の結果が不合格だった場合、その学科試験が免除されるのは翌年まで。翌年に合格できないと翌々年からはまた学科試験からの挑戦という形でした。

しかし、新制度からは、一次検定を合格した者には、一次検定が無期限で免除され、毎年二次検定からの受験が可能となります。

Point 1 一時検定の合格者は無期限有効

一時検定合格者は、一度合格すれば原則、無期限有効ですので、いつでも二次検定から挑戦することができます。

Point 2 2級二次検定合格者は、実務経験問わず1級一次検定を受験できる
改正により、2級二次検定に合格すると、実務経験問わずすぐに1級一次検定を受験できるようになりました（1級二次検定は一定期間の実務経験が必要）。

持続化給付金の申請はお済みですか？

給付金の申請受付は、令和3年1月15日までとなっています。

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金です。

上限は、法人200万円、個人100万円

※前年の総売上（事業収入）－（前年同月比で50%以上減少した月の売上×12か月）

給付対象（条件）は？

感染症の影響により、2020年の売上が前年同月比で50%以上減少している月がある場合に支給されます。

申請サポート会場はこちら

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」では、電子申請の手続きをサポートさせていただきます。必要書類のコピーをご持参の上、お越しく下さい。申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局HPまたは、経済産業省HPをご確認ください。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制となります。事前予約無しに御来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意下さい。

	施設名	住所	開設日	定休日
10月以降	NAGASAKI 中町ビル4F 特設会場	長崎市中町1-26	10月1日	毎週土曜、祝日 (年末年始12/29～1/3)

申請サポート会場事前予約の方法

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター対応）がございます。

① Web 予約（持続化給付金の事務局ホームページ）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

② 電話予約（自動ガイダンス）

0120-835-130、24時間受付可能

③ 電話予約（オペレーター対応）

0570-077-866、受付時間：平日、土日祝日ともに、9：00～18：00

長建国保だより

インフルエンザの予防接種費用を助成!!

長建国保では加入している被保険者(組合員・家族)全員を対象に、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種に係る費用の補助を実施しております。

インフルエンザの予防接種補助の申請について

長建国保加入の被保険者組合員及び家族

補助の対象

季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種(以下予防接種という)に係る自己負担の費用が一回につき、一、五〇〇円を超えた場合、一、五〇〇円を超えた額を補助いたします。

補助の申請

当該組合員が所属する長崎県建設産業労働組合の支部窓口で被保険者証を提示し、申請書(様式第一号)に予防接種の領収書等を添え申請して下さい。

補助申請の期間

補助の申請は予防接種を受けた日の属する月の末日から起算して六ヶ月以内となっておりますので、接種後早めに申請して下さい。(例)一月十日に予防接種をした場合は、七月三十日迄に申請が必要です。

申請に必要なもの

- ①被保険者証
②予防接種の費用と分かる領収書及び明細書等
③印鑑

補助の交付

補助金の交付は、申請に問題がなければ受付時に支部窓口で交付いたします。(申請時に交付)

補助対象期間

今年度のインフルエンザの予防接種の助成対象期間は、令和三年三月三十一日迄となっております。



『常備薬セット』無償配付

十二月十八日で終了



令和二年三月より被保険者証の更新時期に合わせ、『常備薬セット』を所属支部窓口にて無償配付しています。

配付対象は、令和元年十二月三十一日現在で加入する組合員世帯で令和二年三月に被保険者証の郵送更新を受けた世帯の皆様が対象です。

尚、配付につきまして、令和二年十二月十八日迄に所属支部へお問い合わせ下さい。

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

指定温泉施設の入浴料割引及び補助制度



メンバーズカード



補助券

長建国保では、組合員及び家族の健康の保持増進を図るため「指定温泉利用料金の割引及び補助制度」を実施しています。ぜひご利用下さい。

利用料金の割引

指定温泉と契約し、規定料金より安い料金で利用できます。

利用料金の補助

(小人料金には、割引はありません。) 補助券により、割引料金より更に安い料金で利用できます。

規定料金 - メンバーズカード割引 = 割引後の料金
割引後の料金 - 補助券(300円) = 利用者負担金

- ・長建国保加入組合員(年間20枚)
組合のみ加入(年間6枚)



※支部事務所で申し込んで下さい。(要:印鑑)
※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。

※子供料金につきましては、各温泉施設までお問合せ下さい。

2020.12.15

Table with 10 columns: 消費税10%, 指定温泉名称, 利用区分, 温泉施設内場所, 平日料金/休日料金, 規定料金, 割引後の料金(メンバーズカード), 補助券の額(温泉券利用), 利用者負担(自己負担), 所在地/電話番号. Rows include various hot springs like 稲佐山温泉, i+Land nagasaki, 長崎温泉喜道庵, etc.

(※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

